

光市生活保護版レセプト管理標準準拠システム
導入及び運用業務
委託仕様書

令和8年6月

光市

1 事業概要

(1) 業務名

生活保護版レセプト管理標準準拠システム導入及び運用業務

(2) 目的

本業務は、生活保護業務におけるレセプト管理システムについて、国が定める標準仕様に準拠したシステムへ移行し、適正かつ安定的な運用を実現することを目的とし、事業者（以下「受託者」という。）への業務委託を行う。

2 業務の範囲及び内容

受託者は、下記の業務について、専門スタッフを配置し、確実な作業を実施すること。

(1) システムの基本的な考え方

対象業務については国が定める生活保護システム標準仕様書（レセプト管理システム）に規定された標準化範囲内の業務を遂行する上で必要な範囲とする。ただし、移行作業期間内に国が標準仕様書の更新を行った場合にも対応すること。

(2) 前提条件

- ・ 地方公共団体情報システム標準化基本方針
- ・ 地方公共団体の基幹業務システムのガバメントクラウドの利用に関する基準
- ・ 地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書
- ・ 地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書
- ・ 地方公共団体情報システム非機能要件の標準
- ・ 生活保護システム標準仕様書

(3) 機能・帳票要件

生活保護システム標準仕様書の機能・帳票要件のとおり。適合基準日が令和8年4月1日の実装必須要件を満たすこと。経過措置を適用する機能・帳票要件がある場合は、対象機能、対応状況、対応予定時期、対応方法を提案書に明示すること。

(4) データ要件・連携要件

生活保護システム標準仕様書のデータ要件・連携要件のとおり。適合基準日が令和8年4月1日の実装必須要件を満たすこと。経過措置を適用する場合は、対象機能、対応状況、対応予定時期、対応方法を提案書に明示すること。

生活保護システムとのデータ連携は、原則ファイル連携とすること。ま

た、被保護者の健診情報を取込み、支払基金の特定健診等データ収集システムへの連携を行う機能を有すること。

(5) 非機能要件

地方公共団体情報システム非機能要件の標準のとおり。選択レベルを変更する場合は、変更後の選択レベルと変更理由を提案書に明示すること。ただし、本業務においては以下を必須とする。

ア クラウド利用

本システムはクラウドサービスを利用した構成とすること。

イ データ保存

レセプトデータは、最低5年分保存可能とすること。

ウ 性能

月間レセプト処理件数700件程度に対応可能な性能を有し、通常業務に支障のない応答性能を確保すること。

(6) 導入機器

受託者は、導入するシステムを運用するために必要なソフトウェア（ミドルウェアを含む）、ハードウェア一式を調達の上、本市に納入すること。ハードウェアは、本システムが5年間正常かつ快適に稼働する環境となるものを選定すること。

なお、クラウドサービス基盤は受託者が提供するものとし、端末等の調達機器は原則として本市所有物とする。また、ソフトウェアについては本システム運用期間の「ソフトウェア使用权」及び「ソフトウェアのバージョンアップ権（本システムの正常稼働に不可欠なものに限る）」を本市に保証すること。

(7) 導入機器の設定、ネットワーク接続

パソコン、ディスプレイ、プリンタ等上記(6)で納入した機器について、システムを使用できるように設定作業を行うこと。また、ネットワーク接続は本市が準備するVPN回線または、LGWANとすること。

(8) 現行システムからのデータ抽出及び移行

令和8年度中に移行までの作業を終えること。

(9) 各種テスト

システム運用テスト、連携先システムとの連携テスト等、確実な作業環境を整えること。

(10) 運用開始

令和8年度中に運用開始を行うこと。

(11) 本稼働支援

構築するシステムの操作方法等について、研修の実施または、必要なマニ

マニュアルの提供やヘルプデスクの設置等、円滑な導入体制を整えること。

(12) 運用業務

- ア バックアップ
- イ システム監視
- ウ ログの管理
- エ マスタ更新や法改正など運用に関する作業

(13) 保守業務

- ア 運用システムの運用方法及び操作方法等に関する問合せ対応
- イ 運用システムにおけるトラブル対応に関する調査対応
- ウ 運用システム稼働機器等に関する問合せ対応
- エ 本市からの運用方法等に関する問合せや障害時連絡を受けられるよう、問合せ窓口を設置すること。

3 成果物

契約期間内に、以下の書類等を提出すること。なお、納品形態、部数及び納入場所は、本市と協議すること。

納品物	内容	納入期日
プロジェクト計画書	プロジェクト運営方法やスケジュール等を記載	契約締結後、初回協議時
システム設計書	要件定義、外部設計、データ連携設計、手続定義、環境設計などを記載	システム稼働時
テスト結果報告書	システム運用テスト、連携先システムとの連携テスト等の結果を記載	システム稼働時
運用保守マニュアル・操作マニュアル	本システムの運用・保守、または利用するための操作方法を記載	操作研修時
その他 関係書類・物品	本市から指示のあったもの	システム稼働時

4 その他

(1) 追加提案

本業務の仕様は、本市が最低限必要と考えているものであり、受託者は業務の目的や基本的な考え方等を勘定し、その専門的な立場から、運用負荷の軽減や被保護者の健康支援等あり方等、積極的な提案を行うこと。

(2) 留意事項

- ア 本仕様書は、主要事項を示したものであり、本仕様書に示されていない事項についても、本業務として当然実施すべき事項については、実施されるものとする。
- イ 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い、必要に応じて協議し、定めるものとする。
- ウ 本業務について、業務全体の責任者及び工程ごとの責任者・担当者を明記した業務従事者の名簿を提出すること。
- エ 本業務の実施にあたっては、光市福祉保健部福祉総務課保護係の担当者と随時打合せを行うものとする。
- オ 受託者は、情報資産の保護及び個人情報の保護の重要性を認識し、本業務の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律、光市の情報セキュリティポリシーに関する要綱等、関連する法令及び例規を遵守するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行うこと。また守秘義務を遵守し、契約履行中に知り得た情報は外部に漏らさないこと。
- なお、協力事業者においても本項の遵守を徹底すること。
- カ 本業務に必要な資料等の閲覧については、光市福祉保健部福祉総務課保護係で行うこと。
- なお、やむを得ず資料等を持ち出す場合及び複写する場合は、光市福祉保健部福祉総務課長の承認を得ること。また、持ち出した資料等は、業務終了後速やかに返却すること。
- キ 受託者から本市に引き渡された成果物の所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下同じ。）、その他当該成果物を利用するために必要な一切の権利は、当該成果物の引渡しをもって全て本市に帰属する。ただし、成果品に含まれる受託者固有の知識、技術に係る著作権は、受託者に保留されるものとする。
- ク 受託者は、前項の成果物につき、本市に対して著作人格権を行使しないものとする。
- ケ 本業務の遂行にあたり、受託者の責により本市又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。